

# 委員会行政視察報告書

大崎市議会 調査活動概要報告書

## 1. 視察概要

委員会名	議会運営委員会
委員名	富田文志, 鹿野良太, 佐藤仁一郎, 中鉢和三郎, 木村和彦, 小沢和悦, 関 武徳 議長
日時	令和4年11月10日(木)から11日(金)
視察先	1. 神奈川県藤沢市 2. 静岡県菊川市
出席者 (説明者)	1. 藤沢市議会事務局議事課長 浅上修嗣, 議会事務局議事課主査 鶴田綾子 2. 菊川市議会議長 松本正幸, 菊川市議会議員 小林博文, 菊川市議会議員 須藤ゆき, 議会局総務係 瀬々椋太郎

## 2. 視察内容

視察項目	1. オンライン委員会について 2-1. 議会図書室と公立図書館の連携・協力について, 2-2. 議会報告会について																		
視察内容 【質疑応答】	<p>1. オンライン委員会について</p> <p>(1) 経緯</p> <p>ア. 発端</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍における喫緊の課題への対応として、会議のあり方を検討</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>令和2年 6月18日</td> <td>・コロナ禍における会議のあり方について提起され、 検討していくことを確認</td> </tr> <tr> <td>7月15日</td> <td>・オンラインでの会議開催を視野に、オンライン会議 システムを比較、Zoomを使用体験</td> </tr> <tr> <td>8月5日</td> <td>・Zoomによる模擬委員会を行い、活用を検証 ・非常時でのオンライン会議システム導入を確認</td> </tr> <tr> <td>8月24日</td> <td>・Webex meetingsによる模擬委員会を行い、活用を検証 ・オンライン委員会開催の条例改正を協議</td> </tr> <tr> <td>9月11日</td> <td>・Zoomによる模擬委員会を行い、活用を検証 ・オンライン委員会開催の条例改正を確認</td> </tr> </table> <p>イ. 委員会条例改正(令和2年10月9日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害等の発生等により、委員会への参集が困難であるなど、非常時においてオンライン委員会を開催できるよう、委員会条例を改正</li> </ul> <p>[委員会条例の改正箇所]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ (欠席の届出) 第11条</li> <li>✓ (会議の開会方法の特例) 第12条の2</li> <li>✓ (委員長の職務代行) 第14条</li> <li>✓ (出席説明の要求) 第20条</li> <li>✓ (不在委員) 第47条</li> <li>✓ (携帯品) 第65条</li> </ul> <p>ウ. 特別委員会等のオンライン公式開催(令和3年11月18日~21日)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和3年 11月18日</td> <td>災害対策等特別委員会 (全オンライン型)</td> </tr> <tr> <td>11月22日</td> <td>行政改革等特別委員会 (一部オンライン型)</td> </tr> <tr> <td>11月25日</td> <td>藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会 (一部オンライン型)</td> </tr> <tr> <td>11月21日</td> <td>議会報告会・意見交換会 「Onlineカフェトークふじさわ」</td> </tr> </table>	令和2年 6月18日	・コロナ禍における会議のあり方について提起され、 検討していくことを確認	7月15日	・オンラインでの会議開催を視野に、オンライン会議 システムを比較、Zoomを使用体験	8月5日	・Zoomによる模擬委員会を行い、活用を検証 ・非常時でのオンライン会議システム導入を確認	8月24日	・Webex meetingsによる模擬委員会を行い、活用を検証 ・オンライン委員会開催の条例改正を協議	9月11日	・Zoomによる模擬委員会を行い、活用を検証 ・オンライン委員会開催の条例改正を確認	令和3年 11月18日	災害対策等特別委員会 (全オンライン型)	11月22日	行政改革等特別委員会 (一部オンライン型)	11月25日	藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会 (一部オンライン型)	11月21日	議会報告会・意見交換会 「Onlineカフェトークふじさわ」
令和2年 6月18日	・コロナ禍における会議のあり方について提起され、 検討していくことを確認																		
7月15日	・オンラインでの会議開催を視野に、オンライン会議 システムを比較、Zoomを使用体験																		
8月5日	・Zoomによる模擬委員会を行い、活用を検証 ・非常時でのオンライン会議システム導入を確認																		
8月24日	・Webex meetingsによる模擬委員会を行い、活用を検証 ・オンライン委員会開催の条例改正を協議																		
9月11日	・Zoomによる模擬委員会を行い、活用を検証 ・オンライン委員会開催の条例改正を確認																		
令和3年 11月18日	災害対策等特別委員会 (全オンライン型)																		
11月22日	行政改革等特別委員会 (一部オンライン型)																		
11月25日	藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会 (一部オンライン型)																		
11月21日	議会報告会・意見交換会 「Onlineカフェトークふじさわ」																		

■ オンライン公式開催までの検討経緯（試行等）

各会議等におけるオンライン開催	
令和2年 10月29日	・広報広聴委員会をオンライン開催
10月29日	・議員研修会をオンライン開催
11月15日	・議会報告会・意見交換会をオンライン開催
令和3年 1月28日	・議会改革推進会議視察をオンライン開催

議会運営委員会「議会ICT小委員会」	
8月26日	・オンライン会議開催の課題を確認
9月21日	・オンライン委員会開催要綱（素案）を提示
10月 5日	・一部修正した <b>オンライン委員会開催要綱（案）を確認</b>
10月 7日	・議会運営委員会に開催要綱（案）を報告し承認される（各種会議における検証及び試行実施が承認される）
11月 2日	・オンライン委員会試行における <b>留意事項（案）を提示</b>

エ. 詳細ルールの制定（オンライン委員会開催要綱，留意事項）（令和4年2月10日）

議会運営委員会「議会ICT小委員会」	
令和3年 12月 8日	・オンライン委員会の試行実施を経て、課題点等を確認
令和4年 2月 1日	・修正したオンライン委員会開催要綱（案）及び留意事項（案）を確認

(2) オンライン委員会等の実施状況

全オンライン型での実施	
令和4年2月 4日	・災害対策等特別委員会
2月 9日	・藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会
(2月10日)	(議運にてオンライン委員会開催要綱及び留意事項を承認)
2月18日	・建設経済常任委員会
2月21日	・厚生環境常任委員会
2月22日	・子ども文教常任委員会
2月24日	・総務常任委員会
2月25日	・補正予算常任委員会
一部オンライン型での実施	
令和4年3月 7日～17日	・令和4年度予算等特別委員会（9日間）
6月29日	・藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会
9月 7日	・厚生環境常任委員会
9月 9日	・総務常任委員会

(3) 実施方法

ア. 使用ソフトウェア …… Zoom

イ. 会議の開催形態

- a. ) 全オンライン型 …… フルオンライン方式
  - ・大多数の委員及び市職員等が，招集場所に参集できない場合  
⇒全出席者が，オンライン会議システムを使用する
- b. ) 一部オンライン型 …… ハイブリッド方式
  - ・大多数の委員及び市職員等が，招集場所に参集できる場合  
⇒オンライン出席者のみ，オンライン会議システムを使用する

(4) 実施詳細

ア. 委員会等のオンライン開催の判断  
委員長が，オンライン開催の判断する。

- ①委員長の判断により決定
- ②委員からの意見により決定

■判断の基準①（委員会条例第12条の2第1項）

委員長は，大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集

が困難である等、特に必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を利用した委員会を開会することができる。

■判断の基準②（委員会条例 第12条の2第2項）

オンラインを利用した委員会を開会すべきと思慮する委員は、委員会の開会前に、委員長にその旨の意見を提出することができる。

イ. オンライン出席の申請と許可

オンライン出席を希望する委員は、委員長に申請する。

■オンライン出席の申請（委員会条例 第12条の2第3項）

オンラインを利用した委員会が開催されることとなった場合において、オンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長にその旨を申し出なければならない。

オンライン出席申請を受け、委員長がオンライン出席を許可する。

■オンライン出席の許可（オンラインを利用した委員会開催要綱4(2)）

委員長は、前項の申請書を提出した委員の委員会室への参集が困難であると認めるときは、これを許可するものとする。

※委員長は、オンラインにより委員会に出席しようとする委員について、本人の映像と音声を確認できる場合に限り、出席委員と認めるものとする。（要綱5）

※委員会へ出席等を求められた者（市職員や参考人等）が、オンライン出席を希望する場合も、同様に委員長へ申請し、委員長が許可を行う。（条例第20条第2項及び第3項）

ウ. 表決

委員長は、表決を採るときは、オンライン出席委員の可否を挙手により1人ずつ確認（全委員賛成の場合も挙手により確認）した後、委員会室に出席している委員の可否を挙手により確認し、オンライン出席委員の可否と合算して多少を認定するものとする。（要綱8）

※表決の際、委員会室にいない委員（オンラインによる出席をしている委員については、その者が送信する映像に映り込んでいない委員）は、表決に加わることができない。（条例第47条、要綱8）

(5) 開催準備

ア. Zoomへのログインの準備

以下の二通りで、出席者がログインできる様に準備する。

①議会事務局が、オンライン会議室のURL・ミーティングID・パスワードを、オンライン出席する委員及び市側職員等に、メールで送信しこれらの情報を使用してログインする。

②議会事務局が、チャットシステムのオンライン会議室へ、ログイン用リンクをアップロードし、このリンクを使用してログインする。

イ. 事前のZoom接続確認

委員や市側職員等は、原則として委員会開会予定時刻の1時間前から30分前までの間に、オンライン会議システムに入室し、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認する。

その後、委員は、開会まで入室を維持した状態を保つこととする。

一方、市側職員等は、一旦画面表示をオフにすることとする。そして、全委員が入室した後、最初の日程又は審査区分に出席する市側職員等は画面表示をオンにすることとする。（オンライン会議システムの画面に、委員が優先的に画面表示されるようにするため。）

ウ. Zoomのバーチャル背景

委員は、バーチャル背景として委員長が予め指定した画像を使用し、市側職員は、バーチャル背景を使用しないこととする。

エ. Zoom のスクリーンネームの統一

オンライン会議システムのスクリーンネーム（画面の表示名）については、次のとおりとする。

議員	【職名】漢字氏名 (例「【委員長】〇〇 〇〇」 「【委員】〇〇 〇〇」)
市側出席者	所属名等 (例「〇〇部」「〇〇局」「〇〇課」)
その他出席者 (証人・参考人等)	漢字氏名 (例「〇〇 〇〇」)

(6) 会議中の運用ルール (Zoom の操作等)

ア. オンライン出席する委員及び市側職員等は、オンライン会議システムのマイクを発声 時のみオンにすることとし、それ以外の時はミュートにすることとする。

イ. 全オンライン型で開催する場合において、委員会室から出席する委員は、イヤホンを使用することとする。

ウ. オンライン出席委員が発言あるいは表決をしようとするとき、又は現にしている途中において、通信環境や使用機器の不具合等により、オンライン出席委員の映像及び音声 が明確に判断できないときは、委員長は休憩し、復旧を待って会議を再開することとする。ただし、速やかに確認及び復旧を行うことができないときは、会議に諮って議事を進めることができることとする。この場合において、発言している途中であったときは、次の委員に発言させることとし、当該質疑あるいは討論等のうちに不具合等を生じたオンライン出席委員の通信環境が改善された場合は、改めて発言を行わせるものとする。

エ. オンライン出席委員が離席をするときは、チャット機能を用いて委員長及び委員長補助に離席する旨を報告するものとする。また、離席の間、画面表示はオンにしたままとする。

オ. オンライン出席する市側職員等は、会議が開会又は再開をする際は画面表示をオンにし、委員長が出席している市側職員等を確認した後、委員長の発言に従い画面表示をオフにすることとする。その後、オンライン出席する市側職員等は、発言をしようとする際に、画面表示をオンにすることとする。(オンライン会議システムの画面に、発言をしようとする市側職員等のみが画面表示されるようにするため。)

カ. オンライン出席する市側職員等が発言しようとする際は、発言者の所属、役職及び氏名(姓のみ)を発声して挙手し、委員長から指名された後に、発言するものとする。ただし、同一の日程又は審査区分において2回目以降の発言時は、姓のみを発声することとする。

キ. 市側出席者が資料を用いた報告(説明)をするときは、オンライン会議システムのファイル共有機能により、資料を表示するものとする。

ク. 委員長は、表決を採るときは、オンライン出席委員の可否を挙手により1人ずつ確認するにあたり、必要に応じて音声等を併用して、挙手か否かを確認するものとする。

ケ. 委員長は、議事進行等について異議の有無を諮るときは、オンライン出席委員及び委員会室出席委員ともに、異議がある場合には、挙手の上発言により異議を申し立てさせることとする。

(7) オンライン出席の際の服務規律

ア. オンライン出席委員は、原則として招集場所での出席時と同様の服装とし、委員が明確に映像に映り込むようにしなければならない。

イ. オンライン出席委員は、第三者の影響を受けずに審査や表決を行うこと

ができるよう、静謐な環境に配慮しなければならない。なお、災害時に避難所等からオンライン出席をする場合においては、間仕切りがある場所や他者が入り込めない空間などから出席するよう配慮するものとする。

ウ. 委員長は、オンライン出席委員について現に本人が出席しているか疑義が生じた場合は、問いかけ等を介して確認するものとする。

(8) その他

ア. 全オンライン型で開催するときは、傍聴対応とともにそれに代わる対応として、原則として、議会議場に当該委員会の中継映像を見ることが出来る環境を設けるものとする。

イ. 一部オンライ併用型で開催するときは、通常の委員会開催時に配信する委員出席者全体及び市側出席者全体の映像に、オンライン出席委員及び市側職員等のオンライン会議システムの映像を映し、インターネット中継で配信するものとする。

(9) オンライン委員会の検証

議会運営委員会「議会ICT小委員会」	
令和4年 3月22日	・オンライン委員会実施後のアンケート結果を確認
4月15日	・令和3年度報告書（素案）を確認
5月23日	・議会運営委員会に報告書（案）を報告

【実施後のアンケートにおける主な意見】

- 音量や音質の向上
- 音量や音質の向上
- オンライン出席の申請の必要性
- 資料閲覧用と2台の端末が必要
- 表決の際に時間がかかる点が課題
- バッテリーの消耗が激しい
- 通常の委員会と同様の姿勢を
- チャット機能の活用
- 会議時間が長くなると通信が重くなりフリーズする
- バーチャル背景の必要性

2-1. 議会図書室と公立図書館との連携・協力について

私たちの視察目的は、市役所の新庁舎における「議会図書室機能」をどう果たせるようにするかでした。

菊川市では、議会図書室に揃えている蔵書が、会議議事録や行政関係出版物、諸計画書などが、大崎市と比べ物にならないほど揃っていました。

菊川市立図書館は議場の入る庁舎の隣にあるのですが、協定を締結し、必要な文献について市立図書館の司書が議会図書室の司書役も果たすよう協定を締結しているということでした。市図書館に無いものは、司書が県立図書館に連絡を取り、あれば取り寄せることができるような仕組みになっていました。

(1) 連携までの経緯

- ① 議会図書室の制度上、知的基盤としての役割が求められてはいるが、現状、常駐の司書が配置されていることは少なく、また、所蔵資料も少ないなど、人員や予算的にも、必ずしも十分な措置がなされていない。
- ② 利用者である議員に議会図書室が議会活動、議員活動に役に立つという実感がないことや図書館の重要な機能であるレファレンスサービスをうまく活用できない。
- ③ ①と②の現状を踏まえると、所蔵資料が少なく、常駐の司書を設置できない小規模議会にとって、県立図書館や公共図書館との連携は重要と判断。図書館との連携によって、司書の情報収集能力が活用でき、議員の調査能力は拡充され、充実した議会審議の成果は全市民に還元される。  
⇒以上のことから、県立図書館や公共図書館との連携することとした。

(2) 公共図書館と議会図書室の関係

公共図書館は、図書館法では、図書館は図書館奉仕のため、地方公共団体の議会に付属する図書館と緊密に連携し、協力し、図書館資料の相互貸借を

行うことが記されている。

(3) 菊川市議会図書室と菊川市立図書館及び静岡県立中央図書館との連携・協力の開始

菊川市では平成30年に、政策立案機能向上のため、菊川市議会図書室と菊川市立図書館及び静岡県立中央図書館との連携・協力を開始。

《協力内容》

- ① レファレンスサービス  
資料の所蔵所在のほか、議員活動に必要な情報を調べる。  
市図書館で回答が困難な場合は、中央図書館に依頼。
- ② 貸し出しサービス  
図書資料の貸出サービス  
市図書館にない図書資料は、中央図書館から借受けることが可能
- ③ 複写サービス (有料)

(質疑)

問：菊川市での議会図書室の利用状況は

答：ネットの普及により利用者が減少しています。現在は、年10名くらいとなっております。

問：議会図書不足の補完は

答：隣に市立図書館がありますので、レファレンスで依頼しております。

問：図書購入費の予算はどのくらい

答：20,000円/月

2-2. 議会報告会について

私たちの視察目的は、大崎市議会の場合、報告会実施後、整理、各常任委員会等への振り分け、執行部へのつなぎ、市民への報告までに、だいぶ時間がかかっていることであり、先進地ではどうしているかということでした。

菊川市議会は11地域で議会報告会を開催していますが、同地域では執行部も毎年市政懇談会を開催しており、「それは執行部主催の時、はなしてほしい」と言えるということ。報告会を企画する担当としては、出された問題は「持ち帰らず」その場で論議してくる、という基本姿勢で臨んでいるということでした。

感心したのは、議会報告会の案内を広報だけでなく、自治会長会議、月2回の回覧板で徹底していることでした。

(1) 菊川市議会の議会報告会の取組

- ① 付箋を活用した市民意見の聴取や参加者への記念品の進呈を実施。
- ② 平日の夜に開催している報告会に参加できない市民のために、週休日に全大会を開催し、多くの市民の意見や参加を促す取り組みを実施。また、全大会では託児環境や手話通訳の取入れを実施し、子育て中のママや、障害を持つ方も気軽に参加できる体制を構築した。
- ③ 市民から、テーマに基づく意見を付箋を使い聴取し、ホワイトボードを活用し取りまとめ、まとめた内容を発表する取り組みを実施しました。
- ④ 令和4年度からの取組として、フェイスブックを活用し、議会報告会の開催チラシ、予告映像の配信を実施。資料については、ホームページやyoutubeなどでも配信を行った。

考 察

【所感・課題・提言等】

1. オンライン(リモート)委員会の先進地として藤沢市議会を視察させて頂いた。縷々説明を頂き、オンライン委員会のイメージを掴む事が出来た。要するに、Web会議システムであるZoomを利用してオンラインで委員会等を行っているということであり、現在の一般企業(民間)等の感覚としては、いたって普通の取組だということである。

コロナ下における三密回避等々の感染対策として、民間では会社への出勤の自粛＝リモートでの業務遂行を余儀なくされる中、コミュニケーション手段としてZoom等のWeb会議システムは普通に利用されている。決して、特別のもの

ではなくなっており、個人的に友人・知人間でのコミュニケーションにも利用されるほど普及している。

議会も民間と同じレベルで ICT を利活用し、素早く、タイムリーに情報共有し様々な意思決定を行わなくてはならない時代となったということだと考える。

現在までの藤沢市での立ち上げ過程について伺ったところでは、順風満帆では無かった様だが、非公式ではあるが Zoom 飲み会を開催するなど、Zoom の操作に慣れることが最も重要なことだったとのことである。

運用に当たっては、細かいルールはいろいろ決めなくてはならないものの、議員及び執行部等の委員会出席者が、Zoom をある程度使えば、手軽にオンライン委員会が開催できるという事であり、Zoom は、オンライン委員会開催のかなり有効/有用なツールだと言える。

しかし、ICT 活用で常に問題となるデジタルデバイドがここでも問題となる。一人も取り残さず Zoom の使用方法の習熟を高めなくてはならず、地道な操作研修の繰り返しと、困った時に率直に相談できる体制の構築が、オンライン委員会を公式に制度化する上で最も大切な取組である。

最後に、オンラインでの委員会開催の目的と意義について考察する。藤沢市議会では、委員会条例にオンライン委員会開催の基準として次の通り規定している。

(会議の開会方法の特例)

第 12 条の 2 委員長は、大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難である等、特に必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を利用した委員会を開会することができる。

つまり、オンライン委員会の開催は、委員長が判断することとなっているが、現状の規定では、原則として「大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難」なケースに限定されている。

真にそうした状況の場合は、積極的にオンラインで委員会を開催すべきであることは議論を待たない。しかし、必ずしも「参集が困難」なケースでなくとも、オンラインで委員会を開催できれば、議員等の委員会出席者の負担が低減できるケースもある。

例えば、大崎市は市域が広大であることから、遠隔地の出席者は、オンラインで委員会が開催できれば、移動時間が縮減され負担軽減が期待できる。また、介護、子育て等で長時間に亘り自宅を不在に出来ないケースにも有効である。

更に、公聴会の開催、参考人招致及び専門的知見の活用の際も同様に有効である。

従って、原則的には、出席者全員が委員会室に参集して開催する委員会がノーマルとしながらも、特例的に、様々な理由でオンライン参加する事を委員長が認めることができる規定とし、その理由について、災害やパンデミック等の外的要因によるものばかりでなく、一步踏み込み、オンライン開催することで客観的に便益が見込まれれば、積極的にオンライン開催を認める姿勢が議会改革の視点からは必要と考える。

1947 年 5 月 3 日に日本国憲法が施行され、憲法第 93 条に規定が設けられた普通地方公共団体に、その住民に直接公選された議員をもって組織する議会を議事機関として置くことが明記されたことに起源を有する地方議会は、これまで 76 年間に亘り、一カ所に一堂に会しての会議しか想定していなかった。

DX が求められる現在、議会（委員会）は、真に変態（transformation）の一形態として、場所の制約を自ら解き放ち、出席者がどこに居ようとも、しっかりとコミュニケーションを取り、必要な調査を重ね、最良の意思決定を行うことができるのである。よって、委員会のオンライン開催は真に時宜を得た取り組みであると考えられる。

今回の視察により、大崎市議会におけるオンライン委員会のイメージを議会運営委員会のメンバーで共有できたことは大きな成果である。

今回得られた知見を基に、大崎市議会においてもオンライン委員会開催に向け議論を活発化させ、可及的速やかに実現することを願うものである。

2-1. 今回、菊川市議会と図書館との連携について、視察をしてあらためて公共図書館との連携の必要性を感じた。菊川市の市立図書館は、市役所隣にあるため他の議会と比べると連携がしやすいと感じたが、近年は、インターネットで調べることが多くなり、議会図書室の利用が減ってきているのが課題であると感じた。しかしながら、インターネットでは調べられないことも、多々あるため、図書館にいる司書の協力は政策提案するうえで、まだまだ必要であると感じました。

本市においては、令和5年5月から新庁舎が供用開始となり、それに合わせ図書館との連携について協議を行っているが、この視察を踏まえてより利用しやすい議会図書室にするよう協議してまいりたいと感じました。

2-2. 菊川市議会の議会報告会については、企画委員会を設けて実施報告書を作成や議会報告会のネーミングを全議員の投票で決定、休日の実施、託児所の開設、手話通訳者を準備、参加者の意見集約にホワイトボードを使用しているなどの独自の取組行っておりに感心しました。意見集約の方法についても、参考になる部分が多く、本市議会の次年度以降の議会報告会の開催の参考にさせていただきたいと思います。

以上